

第5章 基本方針の達成に向けて (人権施策の総合的な推進体制)

1. 推進体制づくり

(1) 市の推進体制

基本方針に基づき「田辺市人権施策推進本部」を中心に、各部署が責任をもって、主体的に取り組み、市民の立場に立った人権意識のもとで人権施策を総合的かつ計画的に推進します。

「田辺市人権教育啓発推進懇話会」においては、人権施策の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について調査及び審議を行い、実効性のある施策の推進に努めます。

(2) 国・県・関係団体等との連携

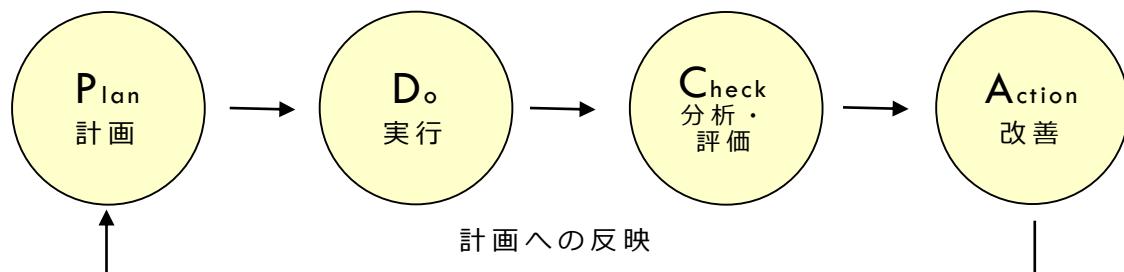
人権施策は、国・県・市町村など行政の取組だけでなく、市民組織である田辺市人権擁護連盟や関係団体、地域、学校、企業、NPO等との連携・協働や市民の積極的な参加を促すことによって、より効果的な施策の推進に努めます。

2. 人権施策の推進管理

人権推進課は、人権施策に関する総合調整機能を担うとともに、人権に関する取組の推進役としての役割を果たしていきます。

また、本方針の進捗状況を把握し「田辺市人権教育啓発推進懇話会」に報告を行い、P D C A サイクルによる適正な人権施策を実施します。

さらに、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。



※ P D C A サイクルとは、計画（P）を実行（D）し、定期的に分析・評価（C）を行い、改善（A）を検討し、計画の見直しを行うことです。